様式第２２号（第２３条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　公安委員会　殿

住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

銃砲等保管（計画）報告書

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和３３年法律第６号）第１０条の６の規定により、下記のとおり報告します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所持銃砲等 | ライフル銃 | 散弾銃 | 空気銃 | 　　　　銃 | クロスボウ |
| 　　　　 丁 | 　　　 　丁 | 　 　　　丁 | 　　 　　丁 | 　　 　　丁 |
| 銃　砲　等　の　保　管　設　備 | ◇ | 堅固な金属製ロッカーその他これと同等程度に堅固な構造を有するものであるか |
| 金属製の場合　板厚が、１mm以上あるか | □はい　□いいえ |
| ｓ | 金属製以外の場合 | （　 　製、　　　mm） |
| 施錠をした際、かんぬき機構等によって扉の上下を本体に固定する構造であるか | □はい　□いいえ |
| 外部から見える蝶番が切断又は取り外されても、扉が外れない構造になっているか | □はい　□いいえ |
| 設備の内部に鎖等によって銃を固定する装置があるか | □はい　□いいえ |
| ◇ | 確実に施錠できる錠を備えているか |
| 鎌型錠等外部からの力によって容易に開錠できないものであるか | □はい　□いいえ |
| 鍵のかけ忘れ防止装置があるか | □はい　□いいえ |
| 鍵違い１２０種以上のものであるか | □はい　□いいえ |
| ◇ | 管理上支障のない場所にあるか |
| 人が看守し易い場所で、外部から容易に見えない場所に設置しているか | □はい　□いいえ |
| ◇ | 容易に持ち運びができないものであるか |
| 柱、床等に固定されているか | □はい　□いいえ |
|  | 固定されていない場合 | 重量（　　　　　）㎏ |
| 実包等の保管設備 | 銃の保管設備と別の場所に設置しているか | □はい　□いいえ |
| 堅固な設備であるか | □はい　□いいえ |
| 施錠設備はあるか | □はい　□いいえ |

|  |  |
| --- | --- |
| 家　屋　内　の　保　管　場　所　の　略　図 | 銃砲等の保管設備の位置は〇で、実包等の保管設備の位置は△で示すこと。 |

注　本書は、銃砲等とともに保管すること。

（A４）